

Kerry v. Din, 135 S. Ct. 2128 (2015) —— 外国人である夫に対するビザの発給が拒否されたとしても合衆国市民である妻の婚姻生活上の利益が侵害されたとは言えない

【事実の概要】

1952年移民および国籍法 (Immigration and Nationality Act of 1952) では、外国人がビザを持たずに合衆国に入国・永住することを禁止しており、合衆国市民の「直近の親族」である者を優先的移民枠のひとつとして規定していた¹⁾。

合衆国市民である被上訴人 Fauzia Din は、夫である Kanishka Berashk (アフガニスタン市民であってタリバン政権時には民兵であった) を、「直近の親族」とするよう求めた。Din の請求は容認されたが、Berashk に対するビザの発給は拒否された。領事館職員は、Berashk に対して、「テロ活動」に従事した外国人を排除する規定²⁾を理由に不許可となったと告げたが、それ以上の情報は提示しなかった。Berashk のビザが拒否されたことについて、より詳細な説明が得られなかったため、Din は、Berashk のビザ申請について司法判断を下す職務執行令状を求めて合衆国地方裁判所に訴訟を提起した。その過程において、テロリズム規制の下で不許可となった外国人に対して合衆国政府は告知をしなくてもよいとする規定³⁾は本件に適用される限りにおいて違憲であると主張している。

合衆国地方裁判所は請求を棄却したが、第9巡回区合衆国控訴裁判所は原審を破棄し、Din は婚姻上保護された自由の利益を有し、その利益から、彼女は夫のビザが拒否されたことにつき審査を求めることができると判示した。さらに、同判決は、政府が夫のビザ申請に対して詳細な理由を提示せずに拒否していることは Din からデュープロセスの保障なしに自由の利益を剥奪していると判示した。

【判旨】

〔スカリア裁判官相対多数意見〕(ロバーツ首席裁判官、トマス裁判官同調) 破棄差戻しデュープロセス条項の歴史的解釈に基づく、夫に対するビザ申請拒否は、Din の生命、自由、財産を剥奪していない。

文言上支持されていない黙示の基本的権利の原理を受け入れるとしても、規制が婚姻に関わる場合に憲法上保護に値するのに十分な、漠然とした、典型的な自由の利益というものには判例上確立されていない。たとえ先例を拡大的に解釈したとしても、ここで問題となるのは、主張されている利益が「国家の歴史と実践」⁴⁾によって支持されているか、である。政府が配偶者を合衆国へ入国させる個人の資格に対して重大な制限を課す移民規制を長期

1) 8 U.S.C. §§ 1151 (b), 1153 (a).

2) 8 U.S.C. § 1182 (a) (3) (B).

3) 8 U.S.C. § 1182 (b) (2) - (3).

4) Washington v. Glucksberg, 521 U.S. 702, 723-24 (1997).

間実践してきたことから、Din の請求は認められない。そして当裁判所は、移民政策におけるさまざまな区別について「合衆国議会の政治的判断を代替する司法権」⁵⁾ はないと一貫して認識してきた。

〔ケネディ裁判官意見〕（アリート裁判官同調）破棄差戻し

本件では、合衆国に講演者として招聘した者に対して、マルクス主義者であることを理由にビザの発給を拒否したことについて、合衆国市民の聴衆としての利益を保障する第 1 修正に違反しないと判示した *Kleindienst v. Mandel*⁶⁾ が妥当する。

なお、合衆国政府は Din に対して憲法上「適正な (due)」手続を用意していないと判示し、原審維持の結論を下したブライア裁判官反対意見（ギンズバーク裁判官、ソトマイヨール裁判官、ケイガン裁判官同調）がある（判決内容については解説で触れる）。

【解説】

I. 実体的デュープロセスの問題か、手続的デュープロセスの問題か

本件では、原告は、夫に対するビザ申請拒否によって婚姻生活上の利益が侵害されたと主張している。

この点につきスカリア裁判官は、実体的デュープロセスに関する *Glucksberg* 判決⁷⁾ を引用しながら「『国家の歴史と実践』によって支持されるかどうか」⁸⁾ という観点から判断する。その上で、過去に制定されたさまざまな法律を挙げ、合衆国議会は合衆国に配偶者を連れて行くことを規制してきたと指摘し、Din の主張を退ける。もっとも、「国家の歴史と実践」アプローチを採用した時点で結論先取りのである、という批判はありうるだろう⁹⁾。

これに対してブライア裁判官は、本件は憲法が要求する手続無しに合衆国内で夫と共同生活を営む利益を侵害している、と手続的デュープロセスの問題だと理解する¹⁰⁾。したがって、スカリア裁判官が示した実体的デュープロセスの判断枠組みではなく、手続的デュープロセスの判断枠組みが用いられるべきである。*Wilkinson* 判決¹¹⁾ に従って判断すれば、家族と共同生活を送る権利は人生にとって重要なものであり、政府は公正な手続を欠いたまま、強固な理由なしに共同生活を送る自由を婚姻している者から奪わないことが強く期待される¹²⁾。

他方、スカリア裁判官からすれば、そもそも夫に対するビザの拒否の問題を、第三者である Din の合衆国憲法第 5 修正が保障する手続的デュープロセスの問題だと理解すること自体が誤りと言えよう¹³⁾。

5) *Fiallo v. Bell*, 430 U.S. 787, 798 (1977).

6) 408 U.S. 753 (1972).

7) 521 U.S. 702, 723–24.

8) 135 S. Ct. 2128, 2135.

9) *Glucksberg* 判決においても同様の問題は生じる。この点につき、藤井樹也「自殺補助を禁止する州法の合憲性」*ジュリスト* 1150 号 111 頁 (1999).

10) 135 S. Ct. 2128, 2142.

11) *Wilkinson v. Austain*, 545 U.S. 209, 221 (2005).

12) 135 S. Ct. at 2142–43.

13) 135 S. Ct. at 2133, 2136–37.

II. 家族関係と移民法

本判決に関連して着目すべきは、移民法と家族法では家族の範囲についてそれぞれ異なる定義を採用していることから矛盾・対立が生じている、と指摘した共著論文¹⁴⁾である。この共著論文の著者の1人であるAbramsは、すでに2007年の論文において、家族法は州が管轄する領域であって、連邦は権限を有さないという原則から考えると、連邦は移民法を制定して家族関係を規律しているが、これは移民法が家族法に介入している、と主張している¹⁵⁾。

上記の見解を受けて、Hongは、移民法における家族の規定を再検証する「家族移民法(Famigration Law)」¹⁶⁾を提唱する。この視点から、以下の3点が見えてくる。

第1に、移民法が合衆国市民の家族生活と関わることを認めることによって、移民の問題は単純な外交上の問題であるという認識が改められる¹⁷⁾。これは後述する絶対的権限の法理の修正の問題にも関連する。

第2に、家族移民法は、連邦法と州法の機能上の衝突をいかに解決するのか、という新たな検証を提供する¹⁸⁾。そして、入国管理不服審判所や下級審判決¹⁹⁾においても『子ども』『親』『配偶者』という用語を定義する際に、州の家族法²⁰⁾を取り入れていることを考えると、「現在生じている問題は、移民局職員が、法、政策、常識が求める均衡の取れた統一的な連邦法上の定義を適用する際に、現行家族法を誠実に考慮しているかどうかという観点を要求している」²¹⁾。

第3に、「家族移民法学者は、普遍的、理想的な(家族に関する一引用者挿入)価値を、技術的、規制的なINA体制に取り入れることが可能となる」²²⁾。移民法に家族法の観点を取り入れることによって、子ども・両親を、法的権利だけではなく、愛情、尊敬、ケアを受ける高次の権利を有する主体として保護することが可能となる²³⁾。

III. 絶対的権限の法理からの撤退?

アメリカ合衆国移民法においては、「絶対的権限の法理(plenary power doctrine)」と呼ばれる考え方が支配的である。筆者は過去にその内容および成立経緯を紹介したことがあるが²⁴⁾、要点のみを説明すると次のようになる。

合衆国議会は、国家主権に基づき、移民を規制する権限を有する。そして、その権限は、「絶対的(plenary)」なものと考えられ、裁判所は、合衆国議会の権限を過剰なまでに尊

14) Kerry Abrams & Kent Piacenti, *Immigration's Family Values*, 100 VA. L. REV. 629 (2014).

15) Kerry Abrams, *Immigration Law and the Regulation of Marriage*, 91 MINN. L. REV. 1625 (2007).

16) Kari Hong, *Famigration (Fam-Imm): The Next Frontier in Immigration Law*, 100 VA. L. REV. ONLINE 63, 76 (2014).

17) *Id.* at 76-77.

18) *Id.* at 78.

19) *Minasyan v. Gonzales*, 401 F.3d 1069, 1076-77 (9th Cir. 2005).

20) Hong, *supra* note 16, at 78.

21) *Id.* at 79.

22) *Id.*

23) *Id.* at 79-80.

24) 詳細については、坂東雄介「国籍の役割と国民の範囲—アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて(1)」北大法学論集62巻2号174頁(2011)参照。

重する。また、移民規制権限は、連邦の権限と考えられているため、州政府は、原則として、移民を規制する権限を持たない。しかし、この見解は、外国人を無期限に収容する権限であっても、状況によっては重大な憲法上の制約に服すると判示した *Zadvydas v. Davis*²⁵⁾ を皮切りに徐々に撤退しつつある。

Kagan は、本判決において、ケネディ裁判官、アリート裁判官だけが絶対的権限の法理の先例に依拠して判決を下しており、反対意見はもちろん、スカリア裁判官の相対多数意見も絶対的権限の法理の判例を先例として用いていないことに着目して、「本判決は、絶対的権限の法理が脆い法理であって、かつてほどの力を発揮していないことを示唆している」²⁶⁾と指摘する。

では、なぜスカリア裁判官は絶対的権限の法理に関する先例に依拠しなかったのか。その理由として着目するべきは、絶対的権限の法理は、裁判所が政治部門に対して敬讓して審査を控えているだけであって、移民が有する憲法上の権利を否定しているわけではない²⁷⁾、と絶対的権限の法理を読み直す見解である²⁸⁾。

スカリア裁判官の見解は、この見解の間接的な根拠になる。なぜならば、スカリア裁判官は、実体的デュープロセスの議論の中で Din は合衆国内で配偶者と生活する権利を有しているかどうかを問題にし、本件では認められないと判示している。この問題設定自体は移民法に特有の問題ではない²⁹⁾。このように考えれば整合的に理解できる上、ケネディ裁判官のような「移民法例外主義」³⁰⁾が文字通り合衆国最高裁判所裁判官の中で例外になったとして批判することが可能となる。

ただし、*Zadvydas* 判決は手続的デュープロセスに関わるものであることから、「合衆国最高裁判所は、合衆国内にいる外国人の手続的デュープロセスに関する事項について、伝統的な絶対的権限の法理から離れているが、移民法分野では実体的な憲法上の権利の成立を認めようとししない」³¹⁾と解するのが妥当であろう。

(坂東 雄介)

※本研究は、財団法人野村財団社会科学研究助成（代表：大西楠・テア）の成果の一部である。

25) 533 U.S. 678 (2001).

26) Michael Kagan, *Plenary Power Is Dead! Long Live Plenary Power*, 114 MICH. L. REV. FIRST IMPRESSIONS 21, 22 (2015).

27) この点については、坂東雄介「国籍の役割と国民の範囲—アメリカ合衆国における「市民権」の検討を通じて (3)」北大法学論集 63 巻 2 号 141 頁 (2012) 参照。

28) Kagan, *supra* note 26, at 25.

29) *Id.* at 25–26.

30) *Id.* at 26.

31) *Id.* at 26–27.